

【ゴミ出しに関すること(その2)】

ゴミステーションにおける放置物(違反ゴミ)の取扱いについて

当町会には4か所のゴミステーションがありますが、燃やすゴミ以外は、福久町会館前ステーションに持参してもらうこととなっています。

最近、かねと公園横のステーションに「ビン」や「段ボール」が放置してある事案がありました。当ステーションは日中は人目に付きやすく違反行為がされにくい反面、不特定多数の人から（当町会以外の人からも）ゴミステーションがあることが知られやすく、人目がない時は違反行為をされやすい環境にもあります。

このようなことから、各ゴミステーションで当番をされる際はできる限り注意を払ってくださるようお願いするとともに、下記についてご協力をお願いいたします。

1. 放置物があった場合は、お手数ですが福久町会館前の倉庫内まで運び入れてくださるようご協力をお願いします。（処分が簡単なものであれば当番さんにおいて処分していただければ助かります）

※運びにくい放置物や危険と思われる物、取扱いの判断が難しい放置物等は、運ばずに町会長までご連絡ください。

2. 福久町会館前で当番（燃やすゴミ、燃やさないゴミ、資源回収等）をされる際は、会館前の倉庫内を確認し、当番当日に出せるゴミ（上記1のゴミなど）が置いてあった場合は出してくださるようご協力をお願いします。

*なお、違反ゴミや放置物にゴミ番号が記されている場合は、町会長（24班 中村(電話 090-8967-8036)）までご連絡ください。

ゴミに関する注意喚起の回覧は今年5回目になります。適切なおみ処分について何とぞご協力をお願いいたします